

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	えびな 安信
視察地	愛媛県西条市		
調査事項	議会BCP及び防災訓練について		
視察年月日	令和6年1月31日		
視察内容	西条市は愛媛県東部に位置しており、面積は510.04平方キロメートル。南は西日本最高峰の「石鎚山」、北は瀬戸内海に囲まれている。気候は温暖で、良質な自噴水「うちぬき」に代表される豊かな自然環境と、日本一の生産量を誇るはだか麦やあたご柿、春の七草など、多種多様な農作物の一大産地であるとともに、飲料、電気機械などの工場が立地し、四国最大規模の工業地帯となっている。 西条市議会では、議会独自の災害対策として、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めることを議会基本条例に明記している。この条例の趣旨に則り、災害等の発生時における議会及び議員の役割、必要となる組織体制や議員及び議会事務局職員の行動基準等を定めた、災害時対応指針及び業務継続計画（BCP）を策定している。 災害履歴としては、過去20年間で台風や豪雨等に見舞われており、平成16年には台風21号により、床上床下浸水等で約60億円の被害が出ている。また、平成13年の安芸灘を震源地とする芸予地震ではM6.7を観測しており、今後30年以内に起こると警戒されているM9クラスの南海トラフ地震への対応を考慮している。 西条市の議会BCPが策定された経緯については、東日本大震災以後、災害時に迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資する議会の維持機能を図るため、議会又は議員の役割、必要となる組織体制や議員の行動基準等を検討する必要性があることから、まず議会基本条例において災害対応の規定が明文化され、平成29年2月に議会活性化推進特別委員会を設置。同年6月に西条市議会災害時対応指針が策定されたものの、災害発生時における具体的な行動手順を定めたものではないため、先進事例の①「災害対応に必要な組織体制や議員・議会事務局職員の具体的な行動基準等を定めた業務継続計画を策定し、議会機能の維持・継続を図れるよう取り組んでいる。」②「計画に基づいた防災訓練を定期的の実施し、災害時に備えるとともに、問題点や課題等を検証・改善し、計画の実効性向上に努めている。」に倣い、平成31年2月にBCPを策定した。 防災訓練は議長、議会事務局間で内容についての協議を行い、議会運営委員会において諮った上でほぼ毎年実施しており、本会議中の災害発生を想定したものや、タブレット端末を活用した安否状況確認や、災害の情報収集訓練、救命講習や地上避難訓練等多岐にわたる。「災害時には普段普段やっていることしかできない、普段やっていることも満足にできない、普段やっていないことは絶対にできない」をモットーとしており、訓練課題の検証も行っている。本市でも地域特性に合った防災訓練を実施し、いざという時に備えて継続的に検証を行っていくことは市民生活に資するものであるため、必要性について前向きに検討を進めるべきと考える。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	えびな 安信
視察地	熊本県玉名市		
調査事項	議会BCP及び防災訓練の内容について		
視察年月日	令和6年2月1日		
視察内容	玉名市は熊本県北西部に位置し、面積は約152平方キロメートル。有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然や多数の古墳が点在するなど、数多くの歴史的資源に恵まれている。また、米やトマトをはじめとする野菜、イチゴやみかんなどの果実類の農産物や、ノリやアサリなどの水産業が盛んである。 玉名市では、平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地方を震源とする熊本地震により、家屋の倒壊や道路の損壊等、かつてない被害がもたらされた。以前にも、阪神・淡路大震災、東日本大震災と、巨大地震が引き起こした未曾有の大惨事により、多くの人命が犠牲となり、防災の重要性を学んだにもかかわらず、熊本地震の際、議会BCPといった議会における行動指針がなかったがために困惑し、議員がとるべき行動と判断に非常に苦慮したとされる。そのことへの反省と改善、教訓から、大規模災害発生に備えた議員の行動指針の必要性を痛感し、規模災害などの非常時においても、議会が二元代表制の趣旨にのっとり、議事・議決機関、住民代表機関として、その基本的機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた「玉名市議会災害対応基本計画」を策定し、市議会においても大規模災害時の迅速な意思決定、多様な住民ニーズの反映、議会機能の継続等の重要性に鑑み、議会BCPを確立するに至った。 玉名市では災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害対策の課題について把握し、防災のあり方について協議・検討する体制として、議員全員で組織する玉名市議会防災会議を設置している。防災会議は本部組織として議長、副議長、各常任委員長及び議会運営委員長で構成する「運営会議」を置き、議会として意思決定を行なうに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとしているほか、大規模な災害が発生した後においても議会的確な機能を維持し、予算等の重要な議案の審議の遅延により市政運営に支障を生じさせないため、玉名市議会災害時対策会議が非常時に設置されており、実際に過去2回開催された。 基本計画の中では、災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に対応するのは、危機管理・防災対策の担当課を初めとする執行機関であり、議会は主体的な役割を担うものではないとされており、議会は、議事・議決機関としての役割の範囲内で災害に対応することが基本と定められている。このことを踏まえ、特に、災害初期においては、執行機関は職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集及び要請などの行動については、状況と必要性を見極め、執行機関が初動態勢や応急対応に専念できるような配慮が必要としている。すなわち、災害時において議員は、対策会議「全体会議」の参集指示がない限り、それぞれの担当地区で“一市民”・“地域の一員”として災害関係情報の収集、援助・救助活動、避難所運営などへの協力に当たることが指針となっている。		

(様式)

防災訓練自体はこれまで3度の開催ではあるものの、こうした組織体制や指針を念頭に議員が活動することについて周知をしているところは大変参考になった。玉名市において災害時、会議構成員以外の議員は1市民として行動することが推奨されているが、執行機関の『邪魔をしない』ということを徹底することが、迅速な復旧や人命救助に繋がるという理解は、普段から意識づけすることによって得られるものである。議員に対しては情報共有に重きを置いた災害対応基本計画であるが、旭川市も河川氾濫やブラックアウトに見舞われる等、実際に災害が起こる中、どう動くかという防災訓練を実際に行う必要があると考える。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	えびな 安信
視察地	神奈川県横須賀市		
調査事項	横須賀市議会災害時BCPについて		
視察年月日	令和6年2月2日		
視察内容	横須賀市は神奈川県三浦半島に位置し、面積は100.82平方キロメートル。東側は東京湾に面し、西側は相模湾に広がっており、海岸線の埋め立てが行われているため、中心市街地は大部分が埋立地にある。また、市内には多くのトンネルが存在し、神奈川県の道路・鉄道トンネルの約半数が横須賀市内に集中している。 横須賀市議会において災害時策BCPが策定された経緯としては、平成28年4月に熊本地震が発生し、その後5月に議会運営委員会において議長より災害時BCPの策定が提案され、「災害時における議会のあり方検討会」が設置されたことから始まる。検討会では約1年の間に8名の構成議員により9回の会議が行われ、執行部の災害対策との整合性や、災害時BCPに盛り込む項目の検討、関係例規の制定・改正等が検討された。 災害時BCPの概要として、災害時の定義を①震度6強以上の震災と、②大雨、事故災害等により市内全域で大規模災害または甚大な局地災害が発生・発生の恐れがある。③大規模な原子力災害が発生・発生の恐れがある場合。と定めている。 BCP発動時の各主体の役割として、議会においては、①市民の安全確保、災害復旧又は感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。また、市本部が迅速かつ適切な災害対応又は感染拡大防止対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。②市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況又は感染拡大による市民生活への影響等の情報を整理し市本部に提供する。また、市本部からの情報を議員に提供する。③市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。④復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。としている。また議員においては、①地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。また、自身の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。②市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況又は感染拡大による市民生活への影響等の情報を提供する。③市本部からの情報を市民に提供する。と定めている。加えて、議会事務局においても、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとし、災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会議会局に参集し、災害対応業務に当たることとされている。 災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者としており、議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。災害時にあつては、本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化している。感染症流行時にあつて議員の感染者（疑義者含む）が少ない段階では、委員会はオンライン会議の方法による開催を優先し、本会議は定足数を最低限保ちつつ他者との接触を極力回避する方法により開催する。多数の議員が感染するなどして上記の方法をもってしても本会議や委員会を開催することが不可能となった場合、平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、オンライン会議の方法により開催する災害対策会議に		

(様式)

一元化している。その場合、横須賀市議会災害対策会議運営要綱第4条第2項の規定に基づき議長が招集することとされている。

防災訓練は平成29年度以降、毎年1回、これまでに7回実施しているが、安否確認及び災害対策会議を介した市本部との被災情報の共有の通信訓練を主とした内容であった。令和5年度からは4年間分の実施計画をまとめて企画しており、AED訓練や地域の被害報告訓練、議場や委員会室で被災した際の対応訓練も取り入れることとしている。これまでの防災訓練で注意していることとして、必ず災害対策会議を介して情報を収集し整理すること『各議員は市本部へ、直接問合せをしない。市本部は各議員へ、直接情報を流さない』が挙げられている。

これは、災害時に情報が錯綜しないための備えであり、平時からその認識を市議会内で共有、定着を図る機会として毎年の防災訓練を実施しているとのこと。

本市でも昔からの慣例で災害時にも議員個々が動いていることと思われるが、全体の利益を考えてどう動くかという訓練は日頃から実施すべきであり、大変参考になった。旭川市議会でも実施計画を複数年度で企画し、市議会、議員、事務局との連携を図り、災害時に向けてどう準備をするかということを念頭に入れた防災訓練を検討すべきと考える。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。